

長期収載品の選定療養費について

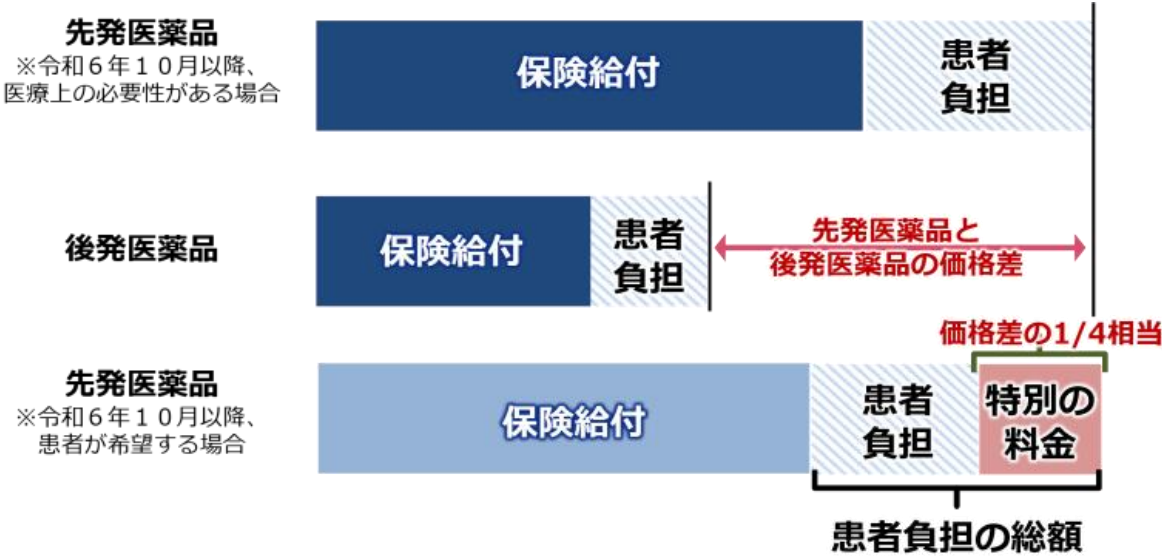
2024 年 10 月から後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

○特別の料金とは

先発医薬品と後発医薬品の価格差の 4 分の 1 相当の料金のことを言います。

例えば、先発医薬品の価格が 1 錠 100 円、後発医薬品の価格が 1 錠 60 円の場合
差額 40 円の 4 分の 1 である 10 円を、通常の 1~3 割の患者負担とは別に特別の料金としてお支払いいただきます。

・先発医薬品を処方、調剤する医療上の必要があると認められる場合等は特別の料金は発生いたしません



厚生労働省ホームページより抜粋
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html)

2025 年 6 月 1 日
ありまこうげんホスピタル 病院長